

## 八潮市水道管工事技能者の資格要件及び配置要件

### 1. 水道管工事技能者の資格要件

- (1)ダクタイル鋳鉄管（口径 250 mm以下）の水道管布設工事については、次の①、②、③のいずれかの条件を満たす者
  - ①公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証「耐震継手」を所有する者（登録証が有効期限内であること）
  - ②一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の J D P A 継手接合研修会受講証「耐震管（φ 450 以下）」を所有する者
  - ③八潮市水道部の耐震 G X 形配管継手接合研修受講修了書を所有する者
  
- (2)ダクタイル鋳鉄管（口径 300 mm～450 mm）の水道管布設工事については、次の①、②のいずれかの条件を満たす者
  - ①公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証「耐震継手」を所有する者（登録証が有効期限内であること）
  - ②一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の J D P A 継手接合研修会受講証「耐震管（φ 450 以下）」を所有する者
  
- (3)ダクタイル鋳鉄管（口径 500 mm以上）の水道管布設工事については、次の①、②のいずれかの条件を満たす者
  - ①公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証「大口径」を所有する者（登録証が有効期限内であること）
  - ②一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の J D P A 継手接合研修会受講証「耐震管（φ 500 以上）」を所有する者
  
- (4)高密度ポリエチレン管（口径 50 mm～150 mm）の水道管布設工事については、次の①、②のいずれかの条件を満たす者
  - ①配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証を所有する者
  - ②配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン配管施工講習と同等の講習を修了し受講証を所有する者

### 2. 水道管工事技能者の配置要件

- (1)ダクタイル鋳鉄管（口径 250 mm以下及び口径 300 mm～450 mm）の水道管布設工事については、水道管工事技能者の資格要件を満たした「主任技術者」、「監理技術者」、「現場代理人」、「配管従事者」のいずれかが、水道管の配管時に常駐すること
- (2)ダクタイル鋳鉄管（口径 500 mm以上）の水道管布設工事については、次の①、②のどちらの条件も満たすこと
  - ①水道管工事技能者の資格要件を満たした「主任技術者」、「監理技術者」、「現場代理人」、のいずれかが、水道管の配管時に常駐すること
  - ②水道管工事技能者の資格要件を満たした「配管従事者」が、水道管の配管時に常駐すること
- (3)高密度ポリエチレン管（口径 50 mm～150 mm）の水道管布設工事については、水道管工事技能者の資格要件を満たした「主任技術者」、「監理技術者」、「現場代理人」、「配管

従事者」のいずれかが、水道管の配管時に1名以上常駐すること

※配管従事者は、水道管工事技能者の資格要件を満たした下請け人も可（(1)、(2)、(3) どちらの場合も可）

### 3. 対象工事

八潮市水道部が発注する「ダクタイル鋳鉄管及び高密度ポリエチレン管（水道配水用ポリエチレン管）で施工する水道管布設工事」

### 4. その他

給水装置工事において、高密度ポリエチレン管を使用する場合は水道管工事技能者の資格要件1. (4)及び水道管工事技能者の配置要件2. (3)を準用

附 則

（適用期日）

平成29年4月1日以降の発注工事

附 則

（適用期日）

令和2年4月1日以降の発注工事